

令和7年3月期の有価証券報告書から適用

# 政策保有株式に係る 保有目的変更の開示の留意点

令和7年3月期より当期を含む最近5事業年度以内に政策保有目的から純投資目的に保有目的を変更した株式について、①銘柄、②株式数、③貸借対照表計上額、④保有目的の変更年度、⑤保有目的の変更の理由及び変更後の保有又は売却に関する方針の開示が求められることになった（本誌1062号12頁参照）。今回の改正は、金融庁が実施した令和5年度有価証券報告書レビューにおいて、政策保有株式を縮減する方針を示しているにもかかわらず、売却可能時期等について発行者と合意をしていない状態で純投資目的の株式に変更を行っていたり、又は、発行者から売却の合意を得た上で純投資目的の株式に区分変更したものの、実際には長期間売却に取り組む予定はなく、実質的に政策保有株式を継続保有していることと差異がない状態になっているものが見受けられたことを踏まえたものである。

本特集では、令和6年12月26日まで意見募集を行っていた「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案に寄せられたコメントに対する金融庁の回答等を踏まえ、政策保有株式に係る保有目的変更の開示の留意点を解説する。

## 金融庁でも開示の適切性について確認



形式的な開示になる可能性があるが、保有目的変更に対する適切性はどのように判断するのか。また、ガイダンスなどは公表する予定はあるのか。



個々の銘柄の保有目的の区分については、第一義的には企業自身において判断すべきものとされているが、金融庁では、投資者に有用な情報提供が行われるよう、引き続き、「株式の保有状況」の開示の適切性について確認していくとしている。また、今回の改正により追加した開示事項は、有価証券報告書レビュー等により金融庁でも開示の適切性を確認するとともに、参考となる開示例があれば紹介することも検討するとしている。

## 最近5事業年度以内に限定した理由は企業負担などに配慮



開示範囲を最近5事業年度以内に保有目的を変更した株式に限定したのはなぜか。